

サマライズ講座（要約英日文法）契約書篇

第2講 「内容別要約」

第1講では、条項の順番通りに要約していく方法（「条項順要約」）を説明しましたが、本講では、「内容別要約」による要約文の作成方法を説明していきます。

この「内容別要約」という要約方法は、当事者の権利・義務等の内容毎に要約をしていく方法です。条項順要約の場合は、当事者の権利や義務に関係なく、条項の順番通りに要約してきますが、この方法では、[当事者 A の権利]、[当事者 B の権利]、[当事者 A の義務]、[当事者 B の義務]などの項目毎に要約していくことになります。どのような項目をたてて、要約していくかは、契約書によって異なりますが、概ね以下の項目が挙げられます。

- ・当事者の権利
- ・当事者の義務
- ・禁止事項
- ・許可事項
- ・一般条項

この要約方法により、第1講と同じサンプル契約書 Assignment of Rights in Computer Software（コンピュータ・ソフトウェアの権利に関する譲渡契約書）の要約文を以下に作成していきます。

サンプル契約書の要約

1. 基本情報ページの作成

このページは、前書き部分から読みとれます契約書の基本情報を目次から作成しますが、「内容別要約」の場合も「条項順要約」の場合と同じ様に作成します。

2. 要約文の2頁目以降の作成

本体部分の要約（サンプル契約書：第1条から第7条）

本体部分の要約の仕方が「条項順要約」と「内容別要約」の大きな違いとなります。

まず、「条項順要約」の場合と同様、【ルール3】に従って、「本体部分」（第1条から第7条）を下読みしますが、内容別要約の場合は、契約当事者がどのような「権利」を有す

るか、いかなる「義務」を負担するかを整理しておきませんと、要約が作れないため、ここで要約の下準備をする必要があります。まず、【ルール4】に記載したとおり、キーとなる助動詞、動詞そして名詞をマークしますが、これと同時にその文の主語（本契約の場合は、当事者である” Owner”、” Buyer”）にも注目して下さい。

例えば サンプル契約の第1条 PURCHASE AND SALE の第1.1項は、“Owner hereby transfers and conveys to the Buyer”で始まる規定ですので、この第1.1項は「所有者 (Owner)」が「購入者 (Buyer)」に「(〇〇を) 譲渡 (transfer)」する、すなわち「所有者 (Owner)」の義務が記載されていることがわかります。次に、同条の第1.2項をみますと、“Buyer agrees to pay a one-time payment to the Owner”となっていますので、第1.2項は、「購入者 (Buyer)」が「所有者 (Owner)」に「支払 (pay) をする」、すなわち「購入者 (Buyer)」の義務が記載されていることがわかります。

条項順要約の場合でしたら、当然、第1.1項の要約の後に第1.2項が続きますが、内容別要約の場合ですと、この2つの条項はそれぞれ「所有者の義務」「購入者の義務」という異なる項目の下で要約されることになります。

以下の表のように、下読み段階で項目毎に条文番号を書き出していきますと、まとめ方が見えてくると思います。

所有者の義務	1.1、2.1、2.2、3、5.6 前、5.8、6.1、6.2、7
所有者の保証	2.4、4、5.1、5.2、5.3、5.4、5.5、
購入者の義務	1.2、5.6 後
所有者の権利	5.7 前
購入者の権利	2.3、5.7 後

このように内容毎に分けてみますとこの契約書が Owner の義務・保証についての記載が多い契約であることもわかります。

「所有者の保証」は、「所有者の義務」に含めることもできますが、この契約のように「保証」に関する条項が多い場合は、別立てとすると良いでしょう。

3. 一般条項の要約作成

一般条項につきましては、「条項順要約」の場合と大きくは変わりません。本契約の場合の一般条項、第8条から第12条は、特に一方の当事者に関する規定ではありませんので、「条項順要約」の場合と同様に、省略出来る条項は省略し、必要な条項を「一般条項」という項目の下に要約することになります。

ただ、気を付けて頂きたいのですが、例えば、本契約で一般条項に入っています「譲渡不可」の条項も、以下の様に一方の当事者にのみが譲渡を禁止されている場合、これは、一般条項ではなく、「Company A の禁止」の項目に分類されることになります。

ASSIGNMENT

Company A agrees that it will not assign, sell, transfer, delegate or otherwise dispose of, whether voluntarily or involuntarily, or by operation of law, any rights or obligations under this Agreement, nor shall Company A 's rights be subject to encumbrance or the claims of creditors. Any purported assignment, transfer, or delegation shall be null and void.

以上のルール・方法で作成した「内容別要約」を以下に記載します。

（内容別要約の要約例）

基本情報ページ（本ページは、条項順要約のときと同じです。）

コンピュータ・ソフトウェアの権利に関する譲渡契約書（要約）

契約当事者

「所有者」： **SEB** ソフトウェア開発株式会社

（所在地：米国、オハイオ州、クラブ通り 123（郵便番号：45701））

「購入者」： **TBB** コーポレーション

（所在地：米国、イリノイ州、ニア・ノース、東キンジー通り 1000（郵便番号：60654））

契約発効日： 2010年4月1日

契約背景： 所有者は、本ソフトウェアの完全なる所有権を有し、エンドユーザライセンスに基づき、これを第三者にライセンスしている。

契約の目的： 購入者は、所有者から本ソフトウェアの権利すべてを購入し、かつその義務すべて（エンドユーザライセンスに基づくものを含む）を負うことを希望する。又所有者は本ソフトウェアの権利すべてを売却し、エンドユーザライセンスを譲渡することを希望する。

本ソフトウェア：SEB 123 ソフトウェア

対 価： 一時金 \$142,000

前文

第1条 購入及び売却

第2条 シェアウェア

第3条 媒体及び文書の交付

第4条 ソフトウェア所有者の表明及び保証

第5条 ライセンスに関する合意

第6条 財産移転証書及びその他行為

第7条 保証の制限

第8条 通知

第9条 譲渡

第10条 準拠法

第11条 変更

第12条 完全なる合意

添付資料 A： 本ソフトウェアの明細書

添付資料 B： エンドユーザライセンス契約書（標準版）

添付資料 C： エンドユーザー一覧表

1. 所有者の義務及び保証

(1) 所有者の義務

第 1.1 項 所有者は購入者に対し、所有者が有する本ソフトウェアの権利（以下(i)～(viii)を含む）すべてを、対価の支払いを条件に、永久的に譲渡する。

- (i) 本ソフトウェアに関連して使用される商標及びロゴすべて。
- (ii) 本ソフトウェア（その部品・機能を含む）にかかる著作権及び本ソフトウェアを著作権で保護する権利すべて（登録済み第 1234567 号の著作権を含む）。
- (iii) 本ソフトウェアを記録する媒体にかかる権利すべて。
- (iv) 本ソフトウェアに関連する文書（説明書等）にかかる権利及びその財産的権利（著作権等）すべて。
- (v) 本ソフトウェアの全部又は一部にかかる変更、強化、改良、派生著作物及びその他の著作物の権利すべて。
- (vi) 本ソフトウェアが直接・間接的に関連するライセンス、契約、合意等で所有者が当事者であるものに基づく所有者の権利すべて。
- (vii) 本ソフトウェアのシェアウェア版を使用している者とライセンス契約を締結する権利すべて。
- (viii) 本ソフトウェアに関連する顧客名簿、シェアウェア・ユーザー名簿及びその他文書すべて。

第 2.1 項 所有者は購入者に対し、本ソフトウェアがシェアウェア又はデモ版で含まれるウェブサイト、ソフトウェアパッケージ等の完全な一覧表を契約締結時に交付する。

第 2.2 項 所有者は購入者に対し、本ソフトウェアをシェアウェア又はデモ版としてインターネットサイトからダウンロードしたユーザに関して有する情報の完全な一覧表を契約締結時に交付する。

第 3 条 媒体及び文書の交付

所有者は購入者に対し、以下のものを契約締結時に交付する。

- (i) 本ソフトウェアを記録するあらゆる形式の媒体すべて。
- (ii) 本ソフトウェアのオブジェクト・コードを記録する媒体すべて。
- (iii) 本ソフトウェアのマスターコピー（ソースコード及びオブジェクト・コードを含む）を記録する CD2 部。
- (iv) 本契約で規定されるすべての文書、ヘルプ・ファイル。
- (v) 顧客名簿、シェアウェア名簿その他本契約により交付が要求される名簿すべて。
- (vi) 本ソフトウェア（及び本契約で譲渡される全権利）に関する登録証書の原本。

(vii) 本契約に基づく著作権すべての譲渡に関連する著作権の譲渡証書（登録可能な形式によるもの）。

(viii) 本ソフトウェアに関連するその他の報告書及び文書等（ウィルス報告書、顧客の苦情に関する報告書、改良計画書等）すべて。

第 5.6 項 エンドユーザライセンスにつき、本契約締結日前に生じた事項については、所有者が責任を有する。

第 5.8 項 本契約締結後 30 日以内に、所有者は、添付 B のエンドユーザすべてに、購入者に本ソフトウェアを譲渡したことを通知する義務を負う。当該通知は、購入者が満足する形式で行われる。

第 6.1 項 所有者は、契約締結日後も本契約の譲渡を完了させる譲渡証書の締結及び合理的に必要な措置（政府への登録等）を行う義務を有する。

第 6.2 項 前述は、(i) 宣誓供述書、売渡証その他の文書の締結、承認及び交付 (ii) 所有権及び譲渡を確認する供述録取及び裁判での証言、(iii) 監査人への証明書発行、並びに (iv) その他購入者が合理的に要求するその他の行為を含む。

(2) 所有者の保証

第 2.4 条 所有者は、本ソフトウェアをフリーウェアとして提供したことがないことを表明し保証する。

第 4 条 ソフトウェア所有者の表明及び保証

所有者は、以下の表明及び保証を行い、当該表明及び保証は契約の終了・解除後も存続する。

- 4.1 所有者が本ソフトウェアの排他的な権利を有すること。
本ソフトウェアが他者の財産権（特許、著作権等）に違反しないこと。
- 4.2 所有者又はその真正な従業員が本ソフトウェアの開発作業すべてを行い、米国著作権法に基づく本ソフトウェアの「著作者」であること。
- 4.3 本ソフトウェアが抵当、訴訟、差押え等いかなる負担も負わず、かつ第三者からの請求の対象ではないこと。
- 4.4 本ソフトウェアが米国著作権法にもとづく完全なる保護を受け、本契約に基づく譲渡により当該権利は買主に無条件かつ永久に譲渡されること。
- 4.5 本契約締結日より、所有者が本ソフトウェアの開発に関連する技術情報を開示せず、

開示又は使用（所有者による使用を含む）を防止する措置を講ずること（当該情報は、購入者の「トレードシークレット」とみなされる。）。

- 4.6 システムの明細（ソースコードを含む）は、所有者のトレードシークレットとして保護されていたものであり、アクセスを有していた所有者従業員は、秘密保持契約を締結していること。
- 4.7 本ソフトウェアの文書に適切な著作権表示が貼付されていること。
- 4.8 本ソフトウェアの開発に携わった独立請負業者が本ソフトウェアにかかる権利すべてを所有者に譲渡していること。
本契約に基づく譲渡後、購入者が本ソフトウェアに関する権利すべてを有し、当該独立請負業者又はその他の者からクレームを受けることがないこと。
- 4.9 所有者が本ソフトウェアの流通、販売又は宣伝に関連する権利・義務を付与する販売契約等の契約を締結していないこと。

第 5.1 項 所有者は、エンドユーザ契約に従って本ソフトウェアの使用ライセンスを受諾した添付 B に記載された者を除き、いかなる者にも使用权を付与していないことを表明し保証する。

第 5.2 項 所有者は、添付 A のエンドユーザ契約書に従ってのみ、添付 B 記載のエンドユーザに対し本ソフトウェアのライセンスを許諾していることを表明し保証する。

第 5.4 項 所有者は、エンドユーザライセンスに関連して、研修、改良、カスタマーサポート等いかなるサービスも要求されず、行っていないことを表明し保証する。

第 7 条 保証の制限

所有者は、本ソフトウェアがソフトウェア明細書の主要な点に従って動作することを表明し保証する。所有者は、いずれかのエンドユーザのために本ソフトウェアを明細書に従って動作させるために必要となる費用を負担する。

本契約に明示されている保証を除き、所有者は、商品性及び特定目的への適合性を含め明示・黙示のすべての保証を放棄する。

2. 購入者の義務

第 1.2 項 購入者は所有者に対し、本ソフトウェアの譲渡の対価として契約締結後 30 日以内に、一時金 142,000 ドルを支払う。

第 5.6 項 エンドユーザライセンスにつき、本契約締結日以後に生じた事項については、購入者が責任を負う。

3. 所有者の権利

第 5.7 項 本契約締結日前に支払われたエンドユーザライセンスにかかる収入は所有者が受領する。

4. 購入者の権利

第 2.3 項 購入者は、シェアウェアから生じる本ソフトウェアのライセンス収入にかかる権利すべてを有する。

第 5.7 項 本契約締結日以後に生じたエンドユーザライセンスにかかる収入は、購入者が受領する。

5. 一般条項

第 8 条 通知

本契約に基づく通知は、書面で以下のメールアドレスに送信された場合に送達されたものとみなされる。但し、契約解除に関する通知は、配達証明付きの書留郵便にて送付されなければならない。同書は、郵送の3日後に送達されたものとみなされる。

購入者： 123@sebsw.or.us

所有者： 457@tbb.or.uw

第 9 条 譲渡不可

いずれの当事者も本契約又はその権利義務等を譲渡することはできない。但し、本ソフトウェアの更なる譲渡の場合、所有者の表明及び保証は存続し、更なる譲受人又は買主の利益となる。

第 10 条 準拠法

オハイオ州法を準拠法とし、すべての訴訟はオハイオ州の裁判所に提起される。

提出課題

課題文 Agreement of Purchase and Sale of Business Assets（事業用資産売買契約書）を読み、日本語で要約文を作成して下さい。要約の方法は、本講で勉強しました「内容別要約」による要約とします。